

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)ならびに一般名処方について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の採用・使用に積極的に取り組んでおります。

また、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事審議会等で後発医薬品の採用を決定する体制が整備されており、後発医薬品のある医薬品については一般名処方(特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること)を行う場合があります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。

その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

なお、状況によっては患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性があり、その時には事前にご説明のうえ変更いたしますが、ご不明点などがありましたら主治医または薬剤師にご相談ください。

令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は選定療養費として自己負担が発生します。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。